

9月25日

大都市税財政制度調査特別委員会

午後2時00分開会

○橋本委員長 それでは、ただいまから大都市税財政制度調査特別委員会を開会いたします。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

傍聴の申し出がございましたので、許可することにご異議ありませんでしょうか。

( 異議なし )

○橋本委員長 それでは、傍聴を許可します。

( 傍聴者入室 )

○橋本委員長 それでは、日程第1の「大都市における税財政制度の諸問題について」を議題といたします。

本日は、専修大学経済学部教授の原田博夫氏を参考人としてお招きいたしまして、「大都市における税財政制度の諸問題について」、御意見をお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、お手元に原田参考人の経歴等を掲載いたしましたプロフィールを配付しておりますので御参照いただければと思います。

それでは、ただいまから「大都市における税財政制度の諸問題」につきまして、原田先生に御講演をいただきますが、その前に一言御挨拶を申し上げます。

私は、大都市税財政制度調査特別委員会委員長の橋本勝でございます。本日は御多忙のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表し御礼を申し上げます。

原田先生におかれましては、本市の特別職報酬等審議会や事業評価検討委員会、上下水道事業経営問題協議会の委員などを務められ、本市の財政運営の検討や政策立案に係るアドバイザーとして御尽力いただいております。本日は、「大都市における税財政制度の諸問題」についてお話しいただきますが、本市の財政状況と本市が抱える課題等を踏まえ、大都市にふさわしい税財政制度とはどのようなものか、先生の御講演を今後私どもが委員会において議論を深める参考にしていきたいと思っております。短い時間ではございますが、先生の貴重な御意見を拝聴し、しっかりと勉強いたしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、原田先生、よろしく願いいたします。

○原田参考人 ただいま御紹介いただきました、専修大学の原田でございます。どうぞよ

ろしくお願いいたします。

今、橋本委員長からもございましたが、私は前阿部市政のときから川崎市さんとはいろいろと縁がありまして、かかわりを持たせていただいております。ちなみに先般は、議会広報紙のたしか99号の企画記事に関連しまして、私もゼミ生ともども議会を傍聴させていただきまして、そのときの写真なども掲載していただいておりますので、そういうおつき合いがありますので、何がしかの役に立てばと思ひまして、本日、お話をさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。それでは、座った状態でやらさせていただきます。

実は、私、川崎市とは結構いろいろ長いおつき合いがありますが、改めて川崎市税制とかそういうものを多少なりとも集中的にやったのは、今から約10年ぐらい前でしょうか。たまたまあるプロジェクトで、都市政策研究センターというのがありまして、それでやったことがあるんです。これはきょうの配付資料の最後のところに文献リストがありまして、そこでやったことがあります。そのときの成果が、唯一、川崎市の税制について、集中的にある程度まとまってやったのはそのときぐらいかと思ひます。

本来は、その後、フォローアップしていなくてはいけないし、今回のお話に関連して、その後のデータ等もフォローしなければいけなかったんですけども、申しわけございません。ちょっと私も人手不足なものでして、そこで話が途切れておりまして、きょうのデータはたしか2005年まで、ちょうど10年前でとまってしまっているんです。そこをベースにしなから、それ以外の知見も含めてお話しさせていただくということで、御了解いただきたいと思ひます。

税ということでございますので、そもそも我が国の税とか、あるいは地方税というのはどんなものかということで、今さら皆さんにこんなことをお話ししてもしょうがないかもしれないんですけども、一通りイントロダクションとして総括的なお話をさせていただきます。

冒頭にありますように、租税原則というのは、今標準的には、公平、中立、簡素。この公平というのは垂直的及び水平的公平、垂直的というのは、ある基準で見て異なった状態であるとみなされている人は、税制上異なった扱いでいいよ、あるいは異なった扱いにするべきだ。それから、ある基準に照らして同一の状態だとみなされる人たちに対しては税制上も同一の扱いをする、これが水平的公平、垂直的公平ということの意味。これは税の原則としては最も重要な原則だと思ひます。

もう一つ、2番目に挙がっている中立ということですが、これはどちらかというと、経済的な機能、効果に関してでございます。世の中にもし税がなかりしとせば、人々はこんな活動をしていて、行動をするだろうと。ところが、もしそこに税が導入されたときに、人々はその税に対して何らかのリアクションをとるわけです。簡単に言えば、税を払いたくないと思うわけですから、そういう意味で人々は何がしかの行動をとる。その度合いができるだけ小さいほうがいいねということです。ですから、これは車のギアで言うとニュートラル、前進でも後退でもない、どちらでもない。税が経済活動に対して余分な影響を及ぼさないほうがいいねというのが、こういう経済的な中立性の原則とされています。

この2つがどちらかというと基本原則であるのに対して、簡素というのはやや実務的な意味での原則でありまして、これは納税者の立場からしても、徴税するほうからしても、余り複雑でややこしいのはお互いに抜け穴というか、余計なことをし始めるので、できるだけそれは明快であるほうがいい。ですから、そういう意味で簡素であることが望ましいということです。これが標準的な税の原則だと思います。

これについては政府税制調査会等も、ちょうど前世紀末時点での取りまとめとして、今世紀に入ってからこのスタンスを基本的にはとっておりますので、これが基本原則だと思います。

ただ、これを前提とした上でさらに言うと、もう1歩進めると、では、地方での原則は一体どうなるのというと、旧自治省の税務局あたりが取りまとめたものによると幾つかありまして、上の租税原則に加えてという意味ですが、普遍性。普遍性というのは、税源が各地方自治体にできるだけ満遍なく存在していることがいいと。この税は特定の自治体しか税源がないんですよというのは、法定の地方税としてはいかなものかという話なんです。

それから、安定性というのも、その税収ができるだけ安定的に入ってくるのが望ましい。なぜならば、地方行政サービスというのは、相対的に言うと、国のサービスと比べると、より一層安定的に経済状態などに余り左右されずに一定程度提供する必要がある。ですから、そのための財源としての税収も安定的な税収であることが望ましい。

ところが、その次の伸張性・伸縮性というのはそれとやや対立するところがありまして、税収がもうちょっとちゃんと入ってこないと困るねと、新しい行政サービス等を導入した場合、それに耐えられるだけの税収がちゃんと入ってくるようなものでないとまずい

ねと。それから、そういうものにスムーズに対応できるものであることが望ましい。このあたりは、実は安定性と伸張性・伸縮性というのは状況によってはやや矛盾する、対立するところがあります。

私が一番地方税の原則として重要だと思うのは、実は普遍性と並んで負担分任と応益性ということだと思います。これは、はっきり言って国税のほうには必ずしも求められないけれども、地方税では重要だということです。

負担分任とはどういうことかということ、簡単に言うと、今、個人住民税及び法人住民税にありますように、いわゆる均等割りです。もともとのアイデアで言うと、例えば町内会のごみ出しはある一定のローテーションでみんなで少しずつやりましようねとか、そういうことの延長線で、広く薄く負担しましよう。余り特定の人だけがその負担をするというのは望ましくない。均一である必要は必ずしもないけれども、できるだけその能力に応じて、できるだけみんな広く薄く負担しましようというのが負担分任という考え方です。

それから、税の考え方に応能性と応益性がありますが、応能性というのは負担能力に応じてという意味です。応益性は受け取るサービスに対応してという意味です。ですから、例えば駅前再開発が行われる。再開発が行われて、その土地の利用性が非常に高まった。そうすれば多分その地価は上がってくるでしょうし、そうすると上がった地価に応じてその土地、固定資産税の税収も、負担も大きくなるでしょう。そういうのが、ある意味では応益性の原則に合致していると。ですから、同じ1つの土地、同じ300坪の土地であったとしても、再開発が行われた駅前の土地と、全くそういうことが行われていない山奥というか、かなりへんぴなところの山林に面したようなところの300坪、これが同じ評価であるはずがないし、それである必要もないということです。

ですから、私は地方税の原則としては、普遍性と負担分任、応益性というのは非常に重要ではないかと思っています。ただ、ここら辺は状況によっては相互に矛盾する点もあるかと思っています。

ちょっと歴史を大ざっぱに言うと、明治に入ってからですけれども、太政官布告で、このときに初めて、国税と府県税の2款に分かつということで、国税と府県税が明治8年に区別されました。

次の変化は、明治11年に新3法というのができまして、その新3法の一つが地方税規則だったんですね。これは府県会、議会ですね。府県議会とか郡区町村の編制法、府県の中の郡区町村をどう編制するべきかということ、それとあわせて、地方税規則が導入され

ました。ここで初めて、府県議会あるいは府県税というものが明確になってきます。ところが、実はここではまだ市町村というのは出てきていない。それが出てくるのは、明治21年に市制町村制が導入されて、このときに初めて市町村税というものが必要だということになった。考えてみると、ちょうどこのときが明治憲法、大日本帝国憲法が制定された時代ですから、言うならば、大日本帝国憲法ができる前提条件として、国の制度として市制町村制ができた。そこで初めて、いわゆる市町村税というものも必要だという話になる。あるいはそういうものの裏づけ、市町村行政を行うための前提としての収入源はきちんと押さえるべきだということになったんです。その後、40年ぐらいたちますか、大正15年、昭和元年ですが、地方税ここでかなり整備されて、県税と市町村税というのがちゃんと分かれた。

一番戦前の体制の中で大きいのは昭和15年。これは地方税だけではありません。全ての日本の国の制度が準戦時体制、軍事体制化したわけです。旧日銀法などもこういう時代に整備されています。地方税は、実はこのときに構造的に附加税になります。国税の附加税としての役割、そういう位置づけになったんです。つまり地方税が独自の独立した税源というよりは、なかなか地方税だけで独自の税源を確保することは難しいので、国税に乗っけてやると、税率を乗っけるという形、これが効率的な徴収の仕方だろうということに昭和15年になった。

そして敗戦があって、その後、部分的な手直しがありましたが、基本的には現行の制度は、昭和25年のシャープ勧告に基づく地方税制、シャープ勧告は地方税だけではありませんけれども、税制全般についての勧告もしております。財政制度についても勧告しています。その中で、地方税というのは非常に重要だということ、昭和24年で提案し、かつそれに基づく地方税法が成立したのが昭和25年です。ですから、今日の地方税だけではないんですが、税財政制度の多くは、基本的にこここのところから動き出していると考えていいかと思えます。

ただ、きょうこの後でお話ししますけれども、地方交付税などはここで導入されたんですが、いろいろと不都合というか、日本の実態に合わないという側面がありましたので、実は昭和29年、1954年にもう1回大幅な改正が行われております。ですから、実質的には、昭和29年からが現行の制度の事実上の基本、骨組みだと理解していいと思います。

さて、それで地方税の話ですが、今までの話はやや一般論でしたが、ここも最初は一般

的な話ですが、そもそも税収というのはどうやって入ってくるのかと言えば、ある一定の経済状況に対して何らかの税制度が掛け合わさることによって具体的な税収が上がる。

問題は、そのときにどういう経済状況を税制の観点から把握するか、特定化するかということ。これは、例えば経済活動を個人を中心に見るのか、法人を中心に見るのか、あるいは経済活動の行為、生産とか支出、あるいは流通、取引、こういうところのどの局面に着目するかによって経済活動の把握の仕方というのは当然変わってくる。その対象と、それがどういうレベルにあるか。活動水準が低い段階でもそれを課税するのか、それがどれくらいの稼働率になっているときに課税するのか、このあたりの判断というのは、これは具体的な政治的な側面、皆さんが議会の場で行うことはまさにこの辺ですね。判断し、そして決定する。そのための材料を市の当局の方々が、財政当局とかそういうところが準備されるということになるわけです。

税制というのは、対象になった活動とか行為、どの局面かということがある程度限定された段階で、具体的にそれをどういう税目にしますかということを決める。要するに法定税というのは、日本中の地方公共団体が一律に導入しなくてはならない、実施しなくてはならないという地方税法で定められた税目、これがメインです。それ以外にも、日本全体には適用されないけれども、我が自治体だけはこれをやってみたいねということも、前は限定的でしたが、今はかなり一般的に可能であります。可能でありますけれども、たくさん使われているかということとそうでもありません。でも、一応そういう構造になっています。法定税が税収の上では大半ですけれども、制度的には法定外税も導入は可能です。これは、それこそ議会のイニシアチブでやるのが可能であります。

それから、法定税に関して言うと、課税標準が決まっています。普通の課税標準で言うと、所得、消費、資産、このどれかの局面に、言うならば経済活動、行為のどこに着目するかによって課税標準が具体的に定まってくるということでもあります。それぞれの課税標準に対して税率を適用すると税収が上がってくるということになりますが、その税率の適用も、一応法律の上では標準税率を定めております。あとは好きにやっていいよというわけでもなく、一応制限税率というのが、全てではありませんけれども大体設けられています。事実上は、標準税率というのは、それ以下では課税できない、税率を適用してはだめだということで下限であります。制限税率は事実上は上限であります。したがって、この標準税率から制限税率の間の税率を設定する、これはまさに議会の最大の仕事であります。ここが一番知恵の絞りどころといたしますか、アイデアの出どころであります。これ

を俗に超過課税と言われています。これがどのくらいかというのは後でお話します。

それから、ものによっては課税を免除したり、あるいは均一課税をすることも可能であります。合理的な理由がないとだめですけれども、何がしかの理由があって、ちゃんとそれが議会等で承認された場合には、課税を免除したり、あるいは不均一課税をするということも可能である、そういうたてつけになっています。これは課税比率、行政的な部分もありますが、議会の判断の部分もあります。そういう意味で、この税政と税制は、ある意味で渾然一体としている。一応技術的に区別されている部分がありますが、ものによってはかなりそれぞれの判断がここに介在していることになります。最終的には議会の御判断の背後には、その場には表にそんなに明確には出ていないかもしれないけれども、国民あるいは住民の強い意思、意見があるということです。

さあ、ここから急に川崎の話になりますが、川崎という場所というか、地域というのは非常に特殊と言えば特殊ですね。非常に細長いです。したがって、臨海部と多摩地区、中原区も含めてかもしれませんけれども、内陸部のほうでは、住んでいる人も、そこに所在している事業体も大分違います。これはもう私が言うまでもないことですが、この違った状況に対して、行政サービスとしては相当違う行政サービスを事実上は提供していると思うんです。もちろん共通に提供しているものもありますが、大分違うサービスを提供しているはずなんです。現実的には税制としては余りこの間には区別がなされていない。これは、なかなかそういうことができないようになっています。

実際にどんな税制があるのかという話ですが、ここに税目を挙げました。道府県税、市町村税、何かわかりにくい、いっぱいあるということがわかるだけなんですけれども、ただ、それでも税目として並べてみると、ある程度道府県税のほうは消費とか流通に関する——地方消費税は、国税の地方税のある部分が自動的に来ていますから、独自の課税をしているわけではありませんで別としても、自動車税、軽油引取税、不動産取得税、道府県たばこ税、自動車取得税、こういうのがあって、やや消費、流通関係の税が多いかなという感じがします。

それに対して市町村税というのは、市町村民税、これは道府県民税もありますが、あと固定資産税、これがメインですよ。そして固定資産税に弟分のような形で都市計画税というのがあります。この2つがメインであって、ちょっと道府県税と比べると税目のバリエーションがやや少ないかなというのがあります。

そんなこともあって、結果的に言うと、次のページに書いてあると思いますが、道府県



税の場合は、割と近年、増加傾向にあります。その理由は、法人事業税が好調であるということと、地方消費税の税率アップによる増収分が影響している。それに対して市町村税は、ここ数年間、割と横ばいです。これは日本全体の話です。それは市町村民税の個人分と固定資産税の税収が横ばい傾向だということと大きく影響しています。これが先ほど言った日本全体の状況です。

ここが道府県民税です。このピンクのところは個人分です。オレンジのところは法人分、事業税は大半が法人事業税です。それから、ブルーが地方消費税。これは大きいですよ。大きいですが、これは国税とセットで入っています。あと、ここで言うと自動車税とか軽油引取税とか、いろいろこういう税目があります。合わせて約18兆円が入っています。

これは全国の市町村税ですが、市町村民税があつて、法人分が結構ウェートが高いんです。個人分と比べてもまあまあ、道府県の場合よりも、むしろ法人住民税のウェートは高いです。それから固定資産税が非常に高い、あと、ここにあるのが都市計画税です。これを合わせると50%近いですね。50%近くが固定資産税と都市計画税から入っているという構造になっています。

そして、先ほどちょっと総括的に言いましたが、これは平成17年から平成27年までの税収の日本全体ですけれども、結構道府県税収は、ここら辺がボトムでしたけれども、ここから上がっているんです。結構順調に伸びています。順調に伸びているのは、1つは道府県民税の個人分、それから、事業税も伸びている。それから、ここでぐっと伸びているブルーのところは地方消費税。これは税率アップの効果が大きいです。

一方、市町村税収はどうかというと、平成17年から平成27年ですけれども、トータルで見るとわかりませんが、ずっと横ばいです。横ばいの最大の理由は何かというと、要するに一番メインのところが変わっていない。若干これはふえていますけれども、あと、固定資産税も変わっていない。固定資産税が伸びるという状況はなかなか考えにくいですが、それから、都市計画税も同じですね。こんな感じで、これはマクロの数字です。

続いて、地方税収の都市圏と地方圏でどう変わるかということですが、次のページの全国のもので見ていただきたいんですが、まず、税収の何を言っているかというと、人口1人当たり額で見たときの税収の指標をとっているんです。いずれも平成27年度の決算ですが、地方税計で言うと38兆3,000億円あったのですが、その1人当たり額全国

平均値を100としたときに、各都道府県でどうなっているか。この場合、地方税というのは県税と市町村税を合わせています。それで言いますと、東京都が最大で165.9、全国が100である場合です。一番小さいのが沖縄で67.1。ですから、最大と最小が2.5倍というのはそういう意味です。1人当たり額です。個人住民税はどうかということか、やはり東京が一番大きくて162.0、一番小さいのが沖縄で61.3。法人関係2税、これは法人住民税と法人事業税を合わせてよく法人関係2税と言いますが、これは最も乖離が大きくて、東京都が251.4、対して一番小さいのは奈良で40.5。古都ですから、そもそも奈良では余り法人活動が行われていないということです。したがって、税収も入ってこない。地方消費税は、機械的に配分されている部分がありますが、東京都はやっぱり一番大きくて130.4、一番小さいのはやっぱり沖縄で81.9。固定資産税は158.9で東京が一番大きい、そして一番小さいのは長崎で67.3ということです。最大が東京はしょうがない、最小が沖縄とか、奈良、長崎、その県にとっては不愉快でしょうけれども、しょうがない。

ところが、ここは神奈川ですから、問題は神奈川です。神奈川はどうなっているのかと。当然東京に匹敵するくらいのところに行っているかと思いきや、地方税計で見たら105.4、随分低いね、大したことないねと。実際にそうなんです。神奈川よりもっと高いところがあります。愛知県の118.6。神奈川よりちょっと低いですが、大阪ですらもと言っては失礼ですが104.4です。あと、静岡が103.2。静岡、大阪あたりと同じです。いずれにせよ、愛知と比べても大分立ちおくられている感じが神奈川ではします。これは地方税計です。

では、個々の主要なほかの税を見たらどうかというと、個人住民税128.6は東京に次いで高い水準だと。ところが、法人関係2税が81.8。これはあくまでも1人当たり額に変えたときの数値ですが、81.8といたら富山、石川と同じかと、福井よりも低い、山梨よりも低いのか、長野よりも低い、三重よりも低いぞ、何だこれはという印象を多分持つんです。

地方消費税も89.5と低い、どうなっているのかと。100を超えているところがある、栃木県は101.7だ。大阪、滋賀も高い。

それから、固定資産税は100を超えているけれども、104.7。いずれにせよ、個人住民税と法人関係二税のコントラストというのはかなり、地方税計の低さもちょっとショックですが、この違いが驚きではないかと思うんです。これはあくまでも基準化した

のが人口1人当たりで割っていますので、必ずしも法人関係税は人口とは関係ないわけで、事業所とかそういうものと比較すべきだろうという話になりますが、一つのわかりやすい基準で言うと、神奈川県というのは意外に法人関係2税が入っていないところなんだなど、個人住民税は意外に頑張っちゃっているんだなということです。

これがある意味では、確かに最大の東京都はそうでしょう、最小のところはそれらしい県が挙がっています。だけれども、神奈川県というのは最大でも最小でもないんだけど、その中に紛れ込んではいますけれども、実に税制上の仕組みからすると、結構直観的な我々の持っている印象と違う税収構造になっている、税の実態になっているのかなというのが、この数字、構造から見えてきます。これは、言うならば大都市圏と地方圏の実は差なんだと思います。

さて、それをさらに神奈川県ではなく、今度は川崎市のほうに移します。スライド11からの話ですが、分析は見ていただきますと、2005年でとまっております。申しわけございません。私がこの10年間ほぼサボっていたということの結果なんですけれども、総括的に見るとこういうことなんです。

これをそれぞれのスライドごとに説明させていただきます。それから、この図表の番号は気にしないでください。そういう意味でスライド11枚目と言ったのは、ページ番号のところで見てくださいと思います。

そもそも川崎市の税収が、平たく言って大きいのか小さいのかというのを地域間で比較するとき、何を基準にしたらいいかということで、そこで一つの考え方としては、国内総生産に占める川崎市の総生産を一つの基準にして、それがこのブルーのものです。人口でもいいんですけども、全国の人口に占める川崎市の人口でもう一つの基準にはなりますが、ここでは経済活動に着目するという意味でいうと、こういう生産GDPに当たるものかなと。これが一つの基準です。

当然1%程度からだんだん、この場合は2005年にかけて下がっています。この後どうなっているかちょっと知りたいところですけども、それは皆さん、もしお時間があればやってください。私も後ほどやる予定ですが、こういう構造になっています。これに比べて上か下かということです。これより上だったらその税はより川崎市に多く入っている。

川崎市税、市町村税はどうかというと、このブルーのラインより上ですから、経済活動よりは全国シェアよりはより多く川崎市には税収が入っている。それは税制の仕組みとし

て入っているという部分と、市の当局が一生懸命頑張って徴税努力をしたということの効果かもしれません。いずれにせよ、結果として生産活動以上のウエートで入っている。ただ、参考程度につけている情報ですけれども、実は川崎市から入っている県税、これは川崎市の県税という意味ではないですが、たまたま川崎市から入っている県税、それから川崎市から入っている国税、これは実は県税は生産活動以下にしか入っていない、それから、国税はそれ以上に入っているということが言えます。これは別に川崎市の制度としてやっているわけではなくて、結果的にそうなってしまっているというだけです。

続いて、スライドの12では、より具体的に、もうちょっと細かい税、川崎市税の状況を見て見ましょうということです。これもさっきから言っているブルーのラインが一つの基準です。これより上回っているものは、川崎市の占有度が高いということです。そうすると、固定資産税はかなり高い。高いけれども、これと大体同じ流れで下がってきています。それに対して市町村民税の個人分が、高いだけではなくて、だんだんとウエートが高まっているということ。県内総生産の動きと川崎市のウエートから比べると、市民税のウエートがどんどん高まっている。法人市民税はどうかというと、生産活動と大体同じ動きをしています。

それをもうちょっと、分母を総生産ではなくて国民所得、市民所得に変えた場合はどうかというと、実は大体同じ動きなんです。動きは同じなんです、ただこのギャップが、この当時は0.2%ぐらいだったんですが、だんだんと直近、10年前の直近ですけれども、0.4%ぐらい開いている。つまりこの開きぐあいがだんだん大きくなっている。つまり、それだけ川崎市の市民税のウエートがどんどん、個人市民税、個人住民税のウエートが高くなっているということです。それは対比で言うと、法人住民税はどうかというと、ほぼ同じ動きをしているんです。ですから、これと比べるとやっぱり違うなど。常に個人市民税のウエートは高いし、かつ開きがじわじわと広がっていることがここでは見えるということです。

そもそも地方税の話なんです、実は我が国の地方財政制度というのは地方税だけで話が終わっているわけではなくて、それは重要な財源ですけれども、もう一つ重要な財源、ただし自前ではない、国からもらっているという限定がつきますけれども、それが地方交付税です。

地方交付税というのは実によくできたというか、日本的な制度の極地と言っていいくらいの大変なものでありますが、原型としては、シャープ勧告における地方財政平衡交付金

制度ですが、ただ、それは戦前からありました。昭和15年ぐらいに、例の国税、地方税改革が行われたときに、準戦時体制になったときに、地方配付税制度というのができたんです。それをベースにして、シャープが地方財政平衡交付金制度を提案し、やってみただけれどもうまくいかなかったところがあって、手直しして、それが現在の地方交付税制度になったということ。原則的に、全国の都道府県と市町村がこの交付税の対象になります。交付をもらうことが可能であります。ただし、そもそも最初から東京都は不交付団体のままです。

市町村のほうでは、30、40ぐらいの市町村は不交付団体なんです、その中でも川崎市はかなり不交付団体であることが多い。これは皆さん御存じのとおり、財政力指数が1以上であれば、それは不交付団体だよということで、それは要するに財政的に豊かだということを前提にしているということでもあります。

ここも釈迦に説法みたいな話ですが、地方交付税、特に普通交付税です。地方交付税の中の94%が普通交付税として定まっています。6%が特別交付税です。

ちなみに、東日本大震災が起きる前、特別交付税の割合を下げようということが予算案ではあったんです。私も説明を聞いた記憶があります。2月の総務省の説明を聞いたときに、最近そう大きな自然災害がないので特別交付税の割合が大き過ぎるのではないかという声もありまして、6%を下げようかと思っている、来年度はそのつもりですと言っていたら、実際にああいう事態が起きまして、したがって、それ以来変わっていませんけれども、だから、いつ何どき起きるかわからないという意味で、普通交付税はあくまでも94%ということになっているんです。

さあ、この94%の配分の仕方です。この基本構造は、都道府県も市町村も同じです。基準財政需要額というのをまずつくります。実際の行政需要額ではありません。合理的妥当な行政を地方自治体が行った場合にかかってくるであろう単位費用というもの、これは一応都道府県はどのぐらいだったか、ある標準団体を想定するんですね。都道府県と市長村それぞれ。そこで合理的妥当な行政を行った場合にかかってくるであろうその行政費用についての単位費用を算定、これは国が基準額を出します。面積であるとか、数量であるとか、人口、そういうものをベースにして測定単位を出します。その地域が寒冷地であるのか、あるいは物すごくたくさん雨が降る地域であるのか、あるいは物すごく豪雪地帯であるのかということの補正係数を掛けてもいいですよという、非常に細かな物すごく分厚い、電話帳と言われるようなものがあります。これで出します。実際の需要額ではありま

せんけれども一応出します。

一方で、基準財政収入額というのは、標準的な地方税収。この標準的という意味は、法定の地方税を標準税率で徴収した場合に入ってくるであろう収入額のことを言います。ですから、法定外の税をやっている場合はここには入りません。それから、標準税率以上の超過課税をやった場合もここには入ってきません。それは、それぞれの自治体の自助努力です、ということなんです。ですから、ここには入らない。そして、基準税率75%、残りの25%が留保財源ということになって、これも100%にしてしまうと、せっかく一生懸命徴収して収入があったのに、それを全部ここにカウントされるのでは地方自治体の徴税努力が無にされてしまうようなものだから、25%は留保財源にしようという、前は都道府県と市町村は違ったんですが、今は一括で75%になっています。

この基本構造は同じで、これがもし仮に、このスライド18で言えば、需要額が大きい、収入額がちょっと小さい。そうすると、その差額が財源不足額として認定されて、普通交付税額になります。こういうことなんです。

この構造があったときに、実は前から言われていたことなんです、これは制度設計上、結果的にどういうふうになっているか、市町村のところだけで言いますと、市町村の歳入総額に占める一般財源の割合では、中都市以下を並べてありますが、中都市、小都市、町村の人口1万人以上、1万人未満で分けると、一般財源が55.3%、55%、56%が、歳入総額に占める一般財源です。地方税と地方交付税によって賄われます。このトータルの数字はよかったねと、半分ぐらいは一般財源が歳入総額でカバーされているということなんです、それが可能になっている最大の理由は地方交付税が入っているからであって、もし人口1万人未満の町村でこれがなかったらどうなっちゃうのといったら、地方税では12.7%しか歳入を賄えていないわけですから、これはそもそも行政ができるかどうか分からないという話になります。

これは町村だけかという、実は政令市も似たような構造だし、都道府県もほぼ同じ構造であります。つまり歳入総額に占める地方税の税収のウェートの小ささを補っているのはこの地方交付税であると。こういう制度があるために、日本全体で一定の行政水準を保つことができる、そのための財源の裏づけが見事に行われているということなんです。

こういうのを何でみんな許しているのかという話なんです。ここで見ると、これは実際の支出額とは違う、ある基準によって出しているから、まあそうですね。こちらもある実際の地方税収額というよりは、あくまでも法定地方税の標準税率でやっているということ

で、しかも基準税率に限定しているということで、これも控え目な確実の歳入だと。

結果としてこうなっているということは、何でこれが認められているのか、これは日本の美風なんだろうかといいことですね。こんな制度が、こんなに大規模にきちっと行われている国は恐らく世界中にないです。唯一日本だけです。例えばイギリスなんかは、基本的には地方税だけでやりなさいという国ですから、それから見たら、こんなことは信じられないということです。

これは僕も昔、大学院時代に、留学生の人たちとフリーターキングをしたときに、こういうのが認められているというのはどういうことですかねという話になったときに、ざっくり言うと、東京とか大都市にどんどん若い人が集まってきて、彼らがいろいろと経済活動をやって、所得もあって稼いでいる、それで日本経済は成長している。だけれども、彼らの出身地、ルーツは大半が田舎だよねと。田舎からやってきた人たち、田舎で一生懸命頑張って勉強して、東京へ来て仕事をして稼いでいる。それだけの基礎学力というのは、その田舎の自治体が一生懸命提供したおかげじゃないかと。それに対して、その人は成人した後、田舎に対してどれだけ貢献したかといったら貢献していないよねと。今住んでいる東京都と神奈川県には税金は納めているけれども、自分が出身の北海道、東北に還元しているかといったら、公式にはやっていません。それを国がなりかわってやっているんだと、言うならばですよ。そういうことも意味しているかもしれない。そういうことがみんな頭の片隅に多少なりともあるがゆえに、今の東京とか大都市圏における経済活動の結果としての税収の多さとか、そういうものを地方圏が享受、結果としてここに回してもらっているということは、東京の人たち、もともと東京生まれではなくて田舎出身の東京居住者です。それから、息子や娘たちを東京に出してしまった田舎の両親としても、明示的な盆暮れ、お正月のお土産、お小遣いではないけれども、しかし何となく国の制度から返してもらっているのかなという気になるんじゃないのという、非常に個人的なメンタリティを公式な制度の中で本当にサポートされているのかどうかはやや疑問ではありますが、そんな解釈も成り立つのかなということです。

ちょっと時間がなくなってきましたので、川崎市はどうなっているのかということですが、いろいろな指標があります。標準的な指標で言うと、スライド21が政令指定都市の一覧表で出ているものですが、主要財政指標で見ますと、川崎市は赤で示されましたけれども、20ある政令指定市の平均が0.86ですから、これで比べると、いずれもいいんですよ。全国と比べたら圧倒的にいいんです。ですから、総括的に言うと、川

崎市は財政面では全般的には優等生であると言い切ってしまいましたけれども、そういうことなんです。これは後で少しきちっと見てください。

そこで、ややホットイシュー風に最後のほうを少しやりますと、2つ、3つ挙げておきましたけれども、ふるさと納税というのが最近話題になっています。皆さんの中にもふるさと納税をしたことがあるという人がいるかもしれません。余り聞かないことにしますけれども。

これは平成20年度の税制改正で、寄附金納税の一つとして導入されたわけです。実は当初は大して利用者がいなかったんです。スライド23を見ればわかるんですが、21年度、こんなものです。金額で言うと、ふるさと納税額72億6,000万円、適用者数がわずか3万3,000人です。こんなものです。そういうのがあるんだねという程度の話です。あれよりは多いか、所得税の実額精算の控除、必要経費を出すやつ、あれの件数よりは多いかもしれませんけれども、いずれにせよ大したことはない。

ところが、皆さんも御承知のとおり、平成24年度に急にふえました。これは東日本大震災です。やっぱりこれは大震災とかで、人、被災者、被災地、これに対してボランティアで行った人もいますけれども、実際にお金でそれをサポートしようとした人が非常に多かった。ですから、ざっと言うと、ここでふるさと納税額が10倍近くになっています。そんな感じで大変伸びた、1桁この適用者数もふえた。しかし、本当に人の心は移ろいやすい。1年でこんなに激減です。1回やったら後は続かないということなんです。

ところが、平成27年度あたりからまたちょっとふえ始めた。これは自治体の中にふるさと納税の返礼品を地元名産でやろうというアイデアを出した自治体が幾つかあったんですね。そこら辺から火がつき始めまして、そうかそういうのがあるんだと、それはいいねということで、ほかの幾つかの自治体もそれに乗っかってきた。そうしたら、その返礼品目当てでふるさと納税をやる人がふえ始めたということで、どんどんと倍増ゲームに近い状態で始まった。加えて、国のほうも平成28年度からふるさと納税ワンストップ特例制度というのを、一々所得税で確定申告をやるのは面倒くさいという声があって、それだったら1回でいいですよと。ただし、それは自治体のほうで住民税から引きますねという話になったわけです。ここがちょっと想定外の事態として発生したんですけれども、いずれにせよ便利になったと。それは一応限定的に5カ所以内ですか、5カ所以上ふるさと納税をするというのは本来はあり得ないんですけれども、返礼品目当てであればそれもあるかもしれません。そういうことでふえた。さらにどんどんふえてきて、今やこんな金額に



なってしまったということです。ふるさと納税額が2,540億円、控除額が1,766億円、そして適用者数が225万人、こんなにわずかな間にこれほど普及してしまう制度はあるんだろうかと思うくらいの話です。これは総務省がこの7月に発表したデータであります。

ところが、これが結構大変で、ワンストップ納税制度ができたということもあって、もちろん川崎市の場合には、ちょっと僕は流入額がどのくらいかわからないんですが、流入と流出超をネットで言うと、23億円になっていると。ですから、流出超の多い自治体として、全国で6位だそうであります。荣誉ある6位です。隣の横浜は、何と第1位で55億円、世田谷区は第3位で30億円。したがって、東京から見て南西部のエリアの人たちは、とてもふるさと納税に対して意欲的であるという非常に、恐らく先ほどの地方交付税制度のそもそも何であんな制度が認められているのという話のときに、田舎の出身者は自分のふるさとに対して何となく罪の意識を感じているだろう、それを考えれば、あの程度のことには問題ないんだという議論もないわけではないんだけど、言うならば、それがまさにここに出てきているのかなと。多分田舎出身者が多いのかなと、世田谷の人も、川崎の人も、横浜の人も。そういう人たちが、実はきっと心の中にじくじたるものを感じて、高校時代まで随分お世話になったあのふるさとに対して、両親には少しは還元して返しているけれども、ふるさとにはこれとって返していないなという気持ちがあるのかもしれない。

しかし、実際にこれでふるさと納税しているのがそのふるさとかどうか分かりません。もともとの制度を導入する際に、本当のふるさとにしろとかいう話もあったわけです。けれども、本当のふるさとはどこなんだというのは限定できなかったんです。本籍地だろ、いや本籍地は関係ないだろうという話になって、結局はどこでもいいということになってしまったわけです。だから、さっき言ったような意味でのふるさとかどうかは全くわからない、あくまでも返礼品がたくさんあるところがふるさとだというふうに、全然違った使われ方になってしまったんです。だから、ここら辺は渾然一体とした理由であるし、行動なんです、いずれにせよ東京南西部のエリア、つまり世田谷とか、川崎、横浜、このあたりの人たちは非常にこの制度に乗り気であるということがよくわかる。乗り気であるのはいいんだけど、それは実は、あとでフリートーカーのときに聞きたいくらいですけども、川崎市としても、税務当局としても、ちょっと困った事態だなと思っていると思うんです。ですから、そこら辺は、それこそ大都市税制として、共通に国に対して

要望する際に、このあたりが一つのポイントになるのではないかと、回答を誘導しまして、そういうことかなという気もいたします。

それから、滞納の話ですが、滞納というのもよろしくないことですよね。よろしくないけれども、別に積極的に滞納したくてしている人はいないかもしれませんけれども、やむを得ず滞納している人は少なくないと思うんです。滞納を放置するというのはいけないことだと思います。

ちなみに、川崎市の税の滞納状況がどうなっているか、あるいは徴収率はどうなっているかという、これは結構自慢できるんじゃないでしょうか。これは市議会というよりは、市の税務当局の努力というか、そちらの問題かもしれません。グラフの赤線がいわゆる収入率というやつです。何と現在98.6%、この数字も驚くんですが、常にこれが傾向的に平成23年あたりから上がっているというのは、すばらしい伸び率だと言うべきだと思います。

収入未済額で言うと、収入できていない額が何と32億円です。平成11年あたりだと160億円ぐらいあったのが、今や32億円で減少しています。これで市民から文句が出ないというんでしょうか、多分出ていないんだと思うんですけれども、ちょっと私も現場はわかりませんが、この傾向線は見事なものです。これは自慢してよろしいんじゃないでしょうか。市のほうも自慢しているというか、誇らしげにそれは広報紙に挙げております。それはいいと思います。

それからもう1つ、別に税だけではなくて、市税以外にも滞納されている債権というのは全国的に見てあるんです。例えば国民健康保険料、保険税と言うところもありますが、住宅使用料、介護保険料、保育所の運営費負担金、こういうのも税とある意味ではほぼ同じですよ。より対応するサービスが明確であるということの違いはありますけれども、基本的には納税、あるいは支払いの負担、義務があるということ言えば同じです。

これに関しては、前段のところは税の話です。37年ぶりの水準を達成したと。滞納債権対策室を平成20年に設置し、平成26年には川崎市の債権管理条例が制定したということで、収入未済額は142億円まで縮減した。だから、ここで言うと、債権の収入できていないものが142億円、それから税のほうで言うと32億円。174億円が徴収できていないところとなりますが、全国的に見てもかなり頑張っているほうではないかなと思います。

それで、3番目ですが、超過課税の話と、法定外税の話ですが、超過課税というのは、

実は川崎市では法人住民税だけ、法人税割で実施しています。細かく言うところのことのようです。平成26年10月1日以降に開始する事業年度税率は、基本は9.7%ですが、5億円以上の法人については10.9%、それから10億円以上は12.1%となっています。したがって、これから入ってくる超過課税の税収は21億円ということでありますので、これはそんなに、国全体の超過課税がここに出ていますが、法人住民税の超過課税が2,701億円。それに比べると川崎市はわずか21億円でありますので、これはかなり控えめな超過課税の税収だと考えられます。

そもそも超過課税は、全体的に言うと、割と地方圏の固定資産税で行われています。理由は、都市計画税がないところという感じです。都市計画区域を持っていないところというのは、都市計画税が徴収できませんから、そこは実は、都市計画税に相当する部分に当たるような0.3%ぐらいですけども、それを固定資産税に超過課税していることが多いんです。ですから、固定資産税プラス都市計画税を合わせると、税率は1.4%プラス0.3%なので1.7%ぐらいになっているところ、あるいはそれを超えているところは結構多い。しかし、大都市圏は余り、都市計画税もあるし、固定資産税で超過課税をやっているところはほとんどないんですけども、地方圏では実はあるんです。ただ、我が自治体は超過課税をやっていますということは、余り言わないですね。大体そんなに手柄にもならないことですから余り大っぴらには言わないので、去年と同じですと言うと、何となくわからなくなっちゃうんですけども、実は構造的に言うところのそういうことがあります。

これも大都市税制ではないんですが、事業所税、これは厳密に言うと人口30万人以上の都市が実施可能ですけれども、こういうのもあるので、割と大都市圏の固定資産税というのは超過課税をやっていないです。住民税は結構やっているんです。1,700団体のうちの約1,000団体で実施しているんですから、かなりやっています。ただ、実際にこれで入っている税収額は、地方税収全体の1%程度です。1.4~1.5%です。ですから、そんなに目の玉が飛び出すほどの金額ではないんですけども、一つ一つはトータルで見ると2,700億円ですから、そんなにばかにならない金額であります。超過課税についての全体的な構造はそうです。

ちょっと税務課の人がいれば聞いてみたいところですが、何でここを超過課税と言っているのが私はわからないんです。というのは、ここでタイトルが不均一課税と書いていますけれども、総務省の地方超過課税の全国市町村の一覧を見ると、川崎市のこれはこの

部分は、不均一課税という表記になっています。これは別に川崎市だけではなくて、周辺はみんなそうなんです。こういうやり方でやっているところは不均一課税という表記になっているんですが、何か違うのかなと、どうしてなのかなと。私の理解では不均一課税なんですけれども、不均一課税とは言わないのかなと、ちょっとよくわからない。あくまでも川崎市の市税概要を当然見ているんですが、超過課税になっていますから、別にごまかしているとかそういう話ではないんだけど、扱いが違うのかなという、総務省のデータの集計の仕方ともちょっと違うなという感じがいたします。それはどなたか議会で質問してください、私は答えられないので、グッドクエスチョンを差し出します。

それから、今まではほとんど法定税の話でしたけれども、法定外税です。実は全国で実施しているのはわずかです。全国全体で38件、102億円、ささやかなものです。法定外の普通税と法定外目的税が両方できるよということになったんですが、実際このくらいしか採用されていません。市町村でも6件、18億円、目的税でも8件、13億円ということで、これは本当にわずかであります。

しかも、ほとんどが県の場合は原発関係、市町村の場合は産業廃棄物関係、この2つのパターンにおおむね限定されます。例外的に河口湖の遊漁税とか、熱海の別荘税とか、大宰府の歴史と文化の環境税、事実上駐車場税、幾つか例外があります。ちょっとこれについて私は提案があるんですが、また後でやります。

少し先へ飛ばしますと、これも川崎市の特徴ということで言うと、こんなことが言えるかなということが、これは前に研究したところが、こういうことが気になってきた点ですが、課税所得者の状況にかなりばらつきがあると。例えばスライド28です。課税所得者の全国の平均所得というのは、2006年の数字ですが339万円。川崎市は405万円。その中で川崎区、幸区の臨海部に近いあたりはこのくらいですけども、多摩地区、麻生区、宮前区、これはかなり、麻生区は520万円とかなりの数字になっています。

それからもう一つは、これも驚く数字なんですけど、生産年齢、15歳から65歳なわけですが、今、本当に生産年齢と言うかどうかかわからないけれども、その単独世帯の比率がどのくらいかという、全国では21.59%ですが、川崎市はそれよりはるかに高く34.05%。とにかく全ての区において全国平均を超えているんです。中原区とかは高い、麻生区、宮前区は低いです。単身者、単独比率が割と少ない家族でいるということでしょうか。

こんなことから、要訳的に言うと、ちょっと異なったタイプの住民、あるいは企業が川

崎市という特異な市域、市の形状のところに住んでいるのではないかということでもあります。本来であれば、こういう異なったタイプの住民に対して、政策というのは当然異なったタイプの政策を打つべきだと思うんですが、税制でそれを実行するというのはなかなか難しいかもしれません。1つの自治体の中でも異なった税制を導入するということが出来るかという、それは明示的にやることはなかなか難しいかもしれません。しかし、政策としてはとにかく違うターゲットなんだよねという、だから、それをブレンドさせるような、一つの可能性としては、こういう中間的な領域です。中原区なんかは非常にふえている、工場地域から急速に住宅地域に変わって、そして通勤地域に変わっている。こういうところが一つの結節点かもしれません。そういうところをにらみながらやるというのも手かなと思います。

そして、そういうものの一つの象徴的なものとして、話の順番がごちゃごちゃしますけれども、提案としてこんなことを、例えば法定外税、そもそもそんなにやっているところはないので、川崎市がやるのかという話もちろんあるんですが、私は法定外税は、ふるさと納税よりもこの制度がより広範に使えるとなったときには結構活用できるんじゃないかと思って、あるところにも書いたことがあるんです。ちょうど合併問題が出てきたあたり、平成合併が進みましたけれども、合併する際に、共通の政策目標を実行するための財源として共通の財源を確保するというのは、象徴的に合併市町村としてお互いに手を携えてやっていく上では非常に重要ではないかと考えてそのころ提案したんですが、残念ながら、私の提案のようなスタイルはほとんどのところでやっていませんけれども、しかし、私は横浜と合併しろと言っているわけではありませんが、似たような問題を実は川崎と横浜は抱えているんじゃないかという感じがしています。

つまり典型的に言うと、港湾とか上水道、工業用水道なんていうのは、川崎の資料、パンフレットなんかにもよく出ていますけれども、かなり経年劣化が進んできている、更新が必要な時期に入っているということは明確に認識されているんですね。そういうことのために、もちろん国にお金を下さいと、国からお金が来ればやりますよというのものもあるかもしれないんだけど、やっぱり腹構えとして、私たちもそれに対する何かしらの財源を自分たちで用意します、準備します。それで全部を賄うことはできないとしても、ある種の我々の政策スタンスの象徴であるというものとして、例えば法定外税のようなものを、目的税を、川崎、横浜ともどもやってみるというのはあり得るんじゃないかと。やっぱり川崎とか横浜にとってこういうインフラというのはこれから先、非常に重要です。川

崎、横浜だけじゃないです。日本という国にとってやっぱり東京湾のこのエリアをちゃんと経済活動できるような形にしておくというのは非常に重要な課題だと思いますので、そのための財源がない、全部国から頂戴というのはいかがなものかなと。そういうときに、一つのやり方として、こういうのを横浜と一緒にやると、横浜に持っていかれそうだなという気もしないわけでもないけれども、しかし、リーダーシップというか、イニシアチブをとることはできる。場合によっては東京都。東京都と一緒にになると、ますます向こうに持っていかれそうな感じもしますけれども、そんなことを川崎のほうからイニシアチブをとりながらやってみると、慌てて横浜も東京もついてくるかもしれません。あるいは東京ではなくて大田区とか、そういうところもついてくるかもしれません。

あくまでもこれは、さっき言ったような意味で不均一課税というか、言うならば、とりあえずは特定の事業者を対象にするとか、法人一般とかそういうところを対象にして、しかしその税源は、別に私たちが一般の財源として、一般経費として使うわけじゃありません。あくまでも目的税として使うという趣旨であれば、市民の理解も得られるかもしれないだろうし、それから、もちろんそのやり方にもよりますよ。どんな課税の仕方にするのかによって通るものも通らなくなる可能性はありますが、そこら辺は組み方次第ではないかと思うわけです。

というようなことで、最後はやや空想的な話をしましたが、こういう川崎市の実態を見ると、しかも、川崎市は実は高所得者がどんどんふえていると。2006年でこうですから、今はこれよりもさらにこの人たちがふえているんじゃないかという気がするんです。その結果として個人住民税が順調に入っている。だから、それはそれで結構なことなんですけれども、だからいいやというのは、ここ四、五年はいいかもしれないですけども、10年、20年先を考えるとちょっとそれはまずいよねと。それだけで依存して満足しちゃって終わりとか、それでいってしまうのはちょっとまずいんじゃないのと、そういう基本的な判断、認識が私にはあります。

ということで、当初の時間を大分超えてしまいましたけれども、ごめんなさい。以上にしておきたいと思います。(拍手)

○橋本委員長 先生、本当にどうもありがとうございました。大変課題があるということからか、先生も熱のこもった御講演となられたかと思えますけれども、時間のほうもございますが、先生から大変貴重なお話を承りましたので、質疑、意見交換等がございましたら、ぜひ委員の皆様、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○宗田委員 私も、今回市民税の中で、個人市民税は、決算でも3年連続過去最高で伸びているんですけども、しかし法人市民税のほうが実は減収になっているんです。先生の意見として、なぜ川崎はこれだけ企業があるのに法人市民税が減収になっているのかというのが、もしお考えがあれば。

○原田参考人 基本的には企業所得が減っているということですよ。それが大前提ですから、法人住民税というのは、法人税収入に対して税を課せるということですから、落ち込んでいけば法人税が入ってこない。法人税が落ち込むというのは企業活動の景気動向が低下しているということですよ。それが大前提。

あとは、当該自治体へどれだけ税収を落とすかというのは、従業員割とかそういうのがかなり大きい。今、川崎に置いている事業所が、かつては象徴的に言えば駅前の東芝の工場とか、富士通の工場とか、物すごくたくさんの従業員がいっぱいいたわけです。あそこがいなくなっちゃったわけです。一ころは真っさらだったわけです。今は駅ビルが建ちましたけれども。ですから、従業員で割っていたら従業員の数がいなくなっているということです。だから、仮に会社はあったとしても、事業所があったとしても、そこに勤務する人が減っていると。外国へ行っている場合もあるし、地方圏に行っている。最初は地方圏へ行ったんでしょう。それが今やアジアに行っちゃって、あるいはもっと別なところへ行っている。

だから、確かに事業所はあっても、そこで働いている従業員の数のウェイトが下がっている。ここら辺がやっぱり大きいのではないのでしょうか。そういう意味での日本産業の空洞化みたいなものがそこに象徴的に反映されているのではないかというのが、私の大ざっぱな認識です。

○宗田委員 先生が言っていた個人市民税が伸びているんですけども、実は法人税のほうが下がってくる、乖離してきているということで、非常に神奈川県なんかは顕著ですよ。その中で、先生が最後に言った、法定外の目的税化して、これからいろいろと施設なんかを更新するときに、新たな税を法人向けにやるというのは、そういう意味ではギャップを埋める意味では重要だということですか。

○原田参考人 そのギャップを完全に埋め切れるほどできるかどうかわかりませんが、つまりそういう施策をやるということの一つの具体的な意思表示として、ただ単にやりますというだけではなくて、本当に税を取ってしまった以上は途中でやらないということは絶対にあり得ませんから、それは大変なアピールです。それは具体的にはどういう形

で更新あるいは再生させるかというのは、それはまたもう一つの話ですけれども、それはある意味では象徴的なことだと思うんです。

先ほど私が、実現しなかったけれども、合併市町村が共通税制として法定外税を入れたらどうかという提案を昔したことがあるんですが、それもある意味では象徴的なことだと思うんです。それは関係者、関係者というのは首長さんと議員さんのネゴシエーションで決まるという話とは基本的に違って、その該当する市町村の置かれている状況からしたら、こういう施策が絶対に必要だというときにはやっぱりやるんだけれども、しかし、それは財源はどこかから来るでしょうという話ではなくて、自分たちもそれはある程度、こういう事業なんだから、この程度の財源が必要で、そのためには、主たる受益者がこういう人たちであるならばその人たちにも一定の負担を求めましょうということは、言ってもいいし、言うべきだと思うんです。そこまでやるべきだと思います。

○河野委員 ありがとうございます。地方交付税の件で教えていただきたいんですけども、資料でいただきましたスライド21の政令指定都市の主要財政指標で、川崎市の財政力指数やさまざまいろんな率が出ている中で、川崎市は今2年連続不交付団体というところが腑に落ちていないところですが、川崎市からもたくさん国で働く人を出していて、たくさんそういう意味では輩出をしているとは思いますが、例えばその表のすぐ上の横浜市さんなんかは交付になっていたり、また名古屋市もなっているんですけども、財政力指数はほとんど変わらない。名古屋市さんなんかは0.99、川崎市は1.00で、それぞれ大きく違うのが実質公債費比率と将来負担比率、この算定が余りにも川崎は低い算定になっているんですけども、今後の手立てとして何かここをこうすればというのがあれば教えていただきたいんですけども。

○原田参考人 こちら辺は、多分これまでの財政運営が比較的手がたく運営してきたと、余りチャレンジングなことをしなかったということが、こういう財政指数的に言うと健全だということにつながるんですね。今後、かなりチャレンジングなことをやれば、これは幾らでも上がりますが、それはしかし、将来に対するある意味では無責任なことになりますので、それをやろうというのはちょっといかがなものかなという気はします。

この数字がいいかどうかは別ですよ。この数字がいいとは私も思いませんけれども、だからといって、これが200、300を超えてもいいんだよ、気にしないでいきましょうとはとても言えませんね。だから、相当控え目にここ何年間か財政を運営してきた結果なのではないかということで、それ以外にいろいろあったんでしょうね。つまり新しいこと



にチャレンジしたいけれども、ちょっとできにくい問題がきつとあったのかなという気もしないでもないです。つまり構造的に経費を、足を引っ張る可能性のあるものですね。

だから、例えばこの経常収支比率、これはそんなに高いとは思いませんけれども、ちょっとこちら辺も気を緩めると上がってしまうという構造がありますので、ここは相当締めつけてこういうことになったんだろうと思いますので、そういう意味でいうと、将来負担比率は確かに、随分つつまじやかだとは思いますが、それはここ数年間の政策による結果なのかなという感じはいたします。

あと、ラスパイレス指数というのもあります。これも一応数字を出すんですが、これは103.8で特別高くもないですけども、これは市の職員の方がいるところと言うのもあれですけども、正直言って、国の公務員の同等の学歴とか経歴年数の人との比較ですから、本当にこうかという、ちょっとよくわかりません。このラスパイレス指数というのは、そもそも国の場合は局長は入っているのかな、入っていないはずですよ。自治体のほうは局長は入っています。だから、役職の身分の違いがあるんだと言えばそうかもしれないけれども、ちょっとこの同一の学歴、経歴年数というものの、これは地方団体間の比較ではなくて、むしろ国との比較においてですからね。国全体と地方の職員全体を比較しているわけではなくて、モデルケースでの比較であるにすぎないということです。だから、モデル賃金表での比較をしているということですから、僕も今の川崎市の職員の人事構成をよくわかっていないんですが、多分もうピークは過ぎたんじゃないでしょうか。ここ数年前までは割と団塊の世代の次あたりまでが多かったけれども、今、大分全体に若返りが進んできているのではないかと思います。こちら辺は余り正確な数字は持っていません。

○片柳委員 スライド26の法定外税のところ、法定外目的税を行っている自治体は38件、102億円と先生の資料でなっていますが、もし具体的にわかれば、どんな目的で、どんなものを実施しているのか、そのデータを示していただけだと思います。

○原田参考人 資料を見ないとわかりませんが、今直ちにはわかりませんが、これは見るとわかります。検索で、総務省、法定外税でやると、多分それだけで出てくると思います。1ページで終わるぐらいの分量です。

○片柳委員 わかりました。調べてみます。

○原田参考人 不均一課税の資料は、何十ページもずらっと並んでいる表がありますが、これも、該当するところを見ないとはいけませんが、ここは1ページでおさめています。今

控えたものを持っていなくて、頭に入っていない。

○末永委員 個別課題（４）の川崎市民（７区）の特徴の一番最後の緑色のところ、スライド27です。川崎市には2つの異なったタイプの住民、企業が居住、活動をしている。これは背景を教えてくださいたいんですが、2つの異なったタイプというのは、いわゆる住民の所得が違って、市民税が入るところと、企業の法人税が低いというこの2つのタイプかなと受けとめさせていただきました。それで、タイプの異なる2つを別の器に入れるべきだ、時にはブレンドも必要ではないかというところを、そういうところの先生のお考えをもっと掘り下げてお伺いしたいと思います。

○原田参考人 掘り下げるのは皆さんにお願いしたいんですけども、文学的にあえて言ったんですけども、要するに企業が臨海部のほうにいるわけです。事業体としてあるわけです。人は余り住んでいませんけれども、活動はそちらで行われている。それから住民は内陸部のほうにたくさん割と高所得者が居住している。それが本来全然財政ニーズも違うはずですから、全然違うタイプの政策ができればそれでいいわけです。実際に個々の政策としてはそうでしょうけれども、それに対して、今のところ税制は別のタイプの税でやっているわけではないので、1つの共通の税でやろうとすると、ちょっとアンバランスな状況になってしまう。結果としての税収がアンバランスになってしまう。

言うならば、地域的に言うと、武蔵小杉のあたりのことを想定しているんですけども、ブレンドということも。あのあたりというのは、両者が合体する、それで一昔前の重厚長大型の事業者はもういません。だけれども、新しいタイプの事業活動が展開し得る、あるいはしているのではないかと。私もよくわかりませんが、皆さんはそういうの明るいと思うんですけども。そういうところを、もう少しエンカレッジし、かつそういうところから経済活動がどんどん膨らんでいくような、それから人の流入が促進されるような、往来が拡大するような、そういうことを例えばやってみたらいいんじゃないかなと。既に行われているかもしれませんが、でないと臨海部の企業は基本的に海外に目が向いているわけです。それから、内陸部に住んでいる住民は基本的に都心のほうに目が向いている。視線の方向が、関心の方向が全部違うんですね。それをたまたまの中間点ですけども、そういうところで結節させるような活動を仕掛けたらいかがでしょうか。これはもう税の範囲を、税の議論を超えますし、むしろ議員の皆さん方の日常活動なんか、そういうところにフォーカスしてみたらいかがでしょうかというような、かなり文学的でもことに申しわけございませんけれども、そういう私の思いでございます。

○橋本委員長 まだまだというところでございましょうけれども、ちょっとお時間的にも過ぎておりますので、以上で「大都市における財政制度の諸問題に関する調査・研究について」を終わらせていただきます。

原田先生、本日は大変参考になる御講演をいただきまして、ありがとうございました。改めて御礼申し上げます。(拍手)

委員会といたしましても、本日拝聴いたしました講演を参考にさせていただきまして、今後の委員会における調査・研究及び青本、白本に基づく党派別要望行動を実施してまいりたいと思いますので、委員の皆様、どうぞよろしく願いいたします。

傍聴の方、本日の日程は以上のとおりでございますので、どうぞ御退席をお願いいたします。

( 傍聴者退室 )

○橋本委員長 それでは、原田先生におかれましても御退席いただきます。どうもありがとうございました。

( 原田参考人退室 )

---

○橋本委員長 次に、その他といたしまして、今後の委員会日程につきまして御協議をお願いいたします。

協議の結果、10月2日(月)に開催することとした。

---

○橋本委員長 そのほか、委員の皆様から何かございますでしょうか。

( なし )

○橋本委員長 それでは、以上で本日の大都市税財政制度調査特別委員会を閉会いたします。

午後3時45分閉会